



発行 東京都

目次

告示

公告

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…一

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…二

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…三

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)…六

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…六

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)…六

●東京都告示第千三百八十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

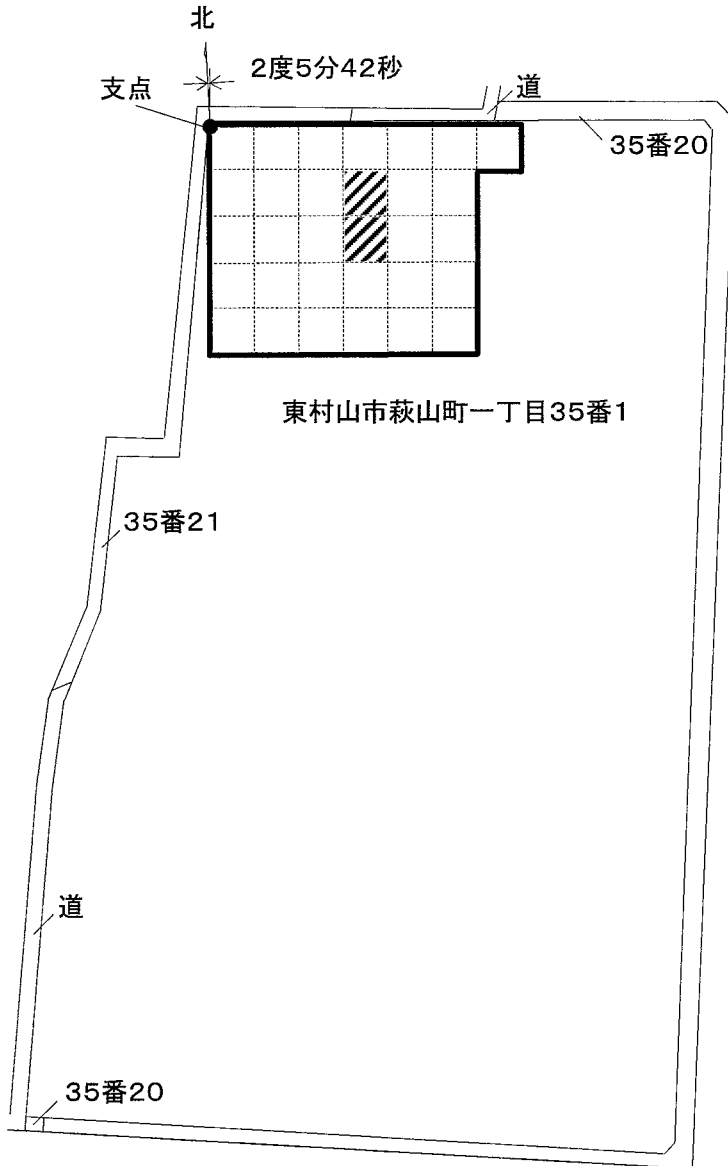
平成二十七年九月十四日

東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(東村山市萩山町一丁目地内)


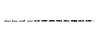
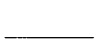

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

別図



■支 点
支点は、東京都東村山福祉園敷地境界の最北端とする。

■格子の回転角度:2度5分42秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

■凡 例
 :形質変更時要届出区域
 :単位区画
 :筆境界
 :調査対象地

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOはなみずき

三 代表者の氏名

白根 日出子

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区千住二丁目三十七番地 ウエストウッド

一階一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法及び障害者総合支援法及び社会福祉関連諸法令などに基づく特定高齢者及び要介護認定者及び障害者などを対象とする介護福祉サービス事業を通して、それぞれの人々が、住み慣れた地域社会の中で尊厳が尊重され、人間性豊かな心温まる自立した生活

が送れることを目指す。そのため、経験豊富な地域の高
 齢者の職業能力を活用し、又は雇用機会を創造するなど
 働く場を提供する活動を通して、特定高齢者・要介護認
 定者及び障害者などが、人として生きる生活が出来るよ
 うに支援することにより、社会の発展と人類の福祉に貢
 献するとともに、安心して暮らせるまちづくりの推進に
 寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人陸前高田市支援連絡協議会 A i

d T A K A T A

三 代表者の氏名

岩淵 貞夫

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区大塚三丁目三十四番三号 一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、本年平成二十三年三月十一日の東日本大
 地震及び大津波で壊滅的な被害を受けた岩手県陸前高田
 市とその市民に対して、緊急支援活動を行い、さらに復
 旧復興へむけて、国内外の各種団体・企業との連携を結
 び、復興支援プログラム推進に関する事業を行い、生命
 を守る町づくりに寄与することを目的とする。(以上原
 文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人海に学ぶ体験活動協議会

三 代表者の氏名

三好 利和

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門三丁目一番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、海辺の自然体験活動憲章の精神に基づき
 ながら、豊かで美しい海を次世代へ継承し、持続可能な
 社会を創造していくためには、より多くの人々が海辺の
 自然を楽しみつつ、海への正しい理解を深め、海辺の環
 境を保全することの大切さを学ぶことのできる「海辺の
 自然体験活動」を活性化することが重要であるという理
 念のもと、海辺の自然体験活動を推進する幅広い個人及
 び団体間の交流を支援し、継続的な海辺の自然体験活動
 を支える指導者を育成する他、海辺の自然体験活動を円
 滑に推進するために必要な調査研究や普及啓発を図り、
 もって良好な海辺の環境の保全及び創出に寄与すること
 を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人再生可能エネルギー推進協会

三 代表者の氏名

尾園 次郎

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区二番町一番地二 番町ハイム二三九号

室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民のため、化石燃料に代わり
 地球環境保護に寄与する再生可能エネルギーを日本にお
 いて普及し、さらに再生可能エネルギー技術を通じて国
 際交流を図り、これらの活動を通して、環境の保全や再
 生可能エネルギー技術の必要性を社会に啓蒙し、一般市
 民を対象として環境を守る豊かな社会の実現に寄与する
 ことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人歴史建築保存再生研究所

三 代表者の氏名

陣内 秀信

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区越中島三丁目四番十七号 清水建設株式
 会社技術研究所内

五 定款に記載された目的

この法人は、歴史的建築物の保存、再生及び活用た
 め、その調査と保存・再生・活用計画の提案に関する事
 業を行い、もって伝統的建築文化の継承に寄与すること
 を目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第
 一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が

あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本舞踊を楽しむ掬乃会

三 代表者の氏名

山内 史子

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区中央五丁目六番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の伝統文化の普及を図るために未来を担う子供をはじめとした一般市民を対象として、わが国の伝統的な文化の一つである日本舞踊を実際に体験してもらい、日本の伝統芸能に対する理解を深めてもらうことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青少年国際芸能学院

三 代表者の氏名

吉田 浩巳

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市国領町七丁目五十三番地三十六

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の幼児・青少年を対象とし、ダンスや歌・演劇等を楽しむと共に、そこでの経験・訓練を通して、自己を表現し、かつ周囲とのコミュニケーションをはかる能力を身につけ、優しく・強く・豊かな心を持ち、感動や希望をまわりと分かち合う、そんな子供たちの成長と未来に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プリマヴェーラ・ジャパン

三 代表者の氏名

久世 健太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿一丁目五番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民とともに、地域の子どもの健全な育成を可能にする環境を整備することを志向し、サッカー、及びフットサルをはじめとしたスポーツの普及のための交流イベントの開催、子どもの学習支援、教育・スポーツ関係者を対象とした講習会の開催等に関する事業を通じて、世代間交流のための結節点となることにより、心身ともに健全な社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人OCDD-Japan

三 代表者の氏名

堀越 絢子（蟹江 絢子）

四 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋一丁目十八番二十一号 第一日比谷ビル五階

五 定款に記載された目的

当法人は、強迫性障害の当事者及び家族の生活の質の向上を目的として、医療従事者、家族、及び当事者等に向けて強迫性障害に関する知識を普及させるための啓発、推進並びに支援を行い、また、医療従事者、家族、及び当事者等が円滑な連携をし、疾患に対するステイグマを廃して、快適な社会環境を実現していく。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人免疫力を改善する友の会

三 代表者の氏名

加藤 康幸

四 主たる事務所の所在地

東京都小平市小川町一丁目千七百七番地の九十八

五 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、免疫力低下による生活習慣病対策の啓蒙をし、がん疾患、心疾患、脳血管疾

患、糖尿病などの疾患者に対して生活機能の自立及び免疫、糖力アップの助言、調査及び研究、学術公開セミナー、生活習慣病対策人材の育成、希望疾患者には電子波動器による体験も実施「経済産業省認定JISC六三〇低周波治療器」、機能性食物生産共同開発等、国民の保険、医療、療養、福祉の増進と我が国の三大疾病の医療対策などへの推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年九月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 (仮称)オーケー北八王子高倉町店

二 店舗所在地 八王子市高倉町七番二号

三	設置者名	オーケー店舗保有株式会社	十九	縦覧期間	平成二十七年九月十四日から平成二十八年一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
四	設置者住所	大田区仲六郷二丁目四十三番二号	二十	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
五	小売業を行う者の氏名又は名称	オーケー株式会社	一	店舗名	(仮称)金町I計画商業棟
六	新設をする日	平成二十八年四月二十七日	二	店舗所在地	葛飾区新宿六丁目二千四百番二十
七	店舗面積の合計	千七百四十七平方メートル	三	設置者名	住友不動産株式会社
八	駐車場の位置及び収容台数	店舗内 百八台	四	設置者住所	新宿区西新宿二丁目四番一号
九	駐輪場の位置及び収容台数	店舗南西側 九十八台	五	小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社いなげやほか未定
十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗西側 八十九平方メートル	六	新設をする日	平成二十八年四月二十七日
十一	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗西側 十二・五六立方メートル	七	店舗面積の合計	二千二百二十七平方メートル
十二	小売業を行う者の開店時刻	午前八時	八	駐車場の位置及び収容台数	店舗内 九十五台
十三	小売業を行う者の閉店時刻	午後十時三十分	九	駐輪場の位置及び収容台数	店舗北側ほか 百二十七台
十四	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前七時三十分から午後十一時まで	十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内 八十八平方メートル
十五	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	一か所 店舗東側	十一	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内 十一・六三立方メートル
十六	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十一時まで	十二	小売業を行う者の開店時刻	午前九時
十七	届出日	平成二十七年八月二十六日	十三	小売業を行う者の閉店時刻	午後十時四十五分
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十四	来客が駐車場を利用することができる	午前八時三十分から午後十一時まで

できる時間帯

十五 駐車場の自動車
の出入口の数及
び位置 一か所 店舗北側

十六 荷さばき施設に
おいて荷さばき
を行うことがで
きる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 平成二十七年八月二十六日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十九 縦覧期間 平成二十七年九月十四日から平成
二十八年一月十四日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十七年九月十四日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年九月十四日

東京都知事 舛添 要 一

西渋谷東急ビル

一 店舗名 二 店舗所在地 三 設置者名 四 設置者住所

三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一
名

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほ
か

五 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称 株式会社東急ハンズ

六 変更前の小売業者
の代表者名 榊 真二

七 変更後の小売業者
の代表者名 吉浦 勝博

八 変更日 平成二十七年四月一日

九 届出日 平成二十七年五月七日

十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十一 縦覧期間 平成二十七年九月十四日から平成
二十八年一月十四日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年九月十四日

東京都知事 舛添 要 一

一 店舗名 (仮称)いなげや保谷本町店

二 店舗所在地 西東京市保谷町五丁目八番十二号

三 設置者名 株式会社サビアコーポレーション

四 意見

ア 聴取者 西東京市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年八月二十五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年九月十四日から同年十月
四日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見
の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項
の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に

供する。

平成二十七年九月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) 北区浮間計画

イ 店舗所在地 北区浮間五丁目三番一号ほか

ウ 設置者名 株式会社島忠ほか一名

(二)ア 店舗名 スーパーバリュー八王子高尾店

イ 店舗所在地 八王子市東浅川町五百四十六番二十
ほか

ウ 設置者名 株式会社スーパーバリュー

(三)ア 店舗名 祐天寺東急ストア

イ 店舗所在地 目黒区祐天寺二丁目十三番六号

ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社

(四)ア 店舗名 小田急町田駅ビル・小田急バス町田
ビル

イ 店舗所在地 町田市原町田六丁目十二番二十号ほ
か

ウ 設置者名 小田急電鉄株式会社ほか一名

二 東京都の意見の概要

(一) 概要

一(一)から四までの店舗に係る届出に
ついては、区市の意見に配慮すると
ともに大規模小売店舗立地法第四条
に基づく指針を勘案し、総合的に判
断して、意見なしとする。

(二) 意見の通知日

平成二十七年八月二十五日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振
興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)

四 縦覧期間

平成二十七年九月十四日から同年十
月十四日まで。ただし、東京都の休

五 縦覧時間

日に関する条例(平成元年東京都条
例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分
まで。ただし、正午から午後一時ま
でを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001